◎新潟県告示第1347号

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）第３条の規定により、新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲（平成22年１月新潟県告示第48号）の一部を次のとおり改正した。

令和２年12月25日

新潟県知事　　花　角　　英　世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

1　新潟県基幹病院事業総括出納取扱金融機関
公金の収納及び支払の事務の総括を行う店舗

名称	位置
（略）	（略）

2　新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関
公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
（略）	（略）
北越銀行新潟県庁支店	（略）

改正前

1　新潟県魚沼基幹病院事業総括出納取扱金融機関
公金の収納及び支払の事務の総括を行う店舗

名称	位置
（略）	（略）

2　新潟県魚沼基幹病院事業出納取扱金融機関
公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
（略）	（略）
北越銀行県庁支店	（略）